

保護増殖事業の事業完了の考え方に関する論点整理

1. 検討の背景

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）に基づく保護増殖事業が開始されて30年が経過し、種によっては事業実施により生息・生育状況が大きく改善するなど、一定の成果があがっている。一方で、現時点で事業が完了した事例はない。

「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和5年3月閣議決定）では、2030年に達成すべき目標の一つに「保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数」を5種とすることを掲げている。

いくつかの種について、すでに事業完了に向けて検討を始めている地方環境事務所もあることから、事業完了に関する論点を整理し、具体的な方法等を示す必要がある。

2. 主な論点と方針

○対象とする保護増殖事業について

- 保護増殖事業は、特定の種を対象とし、その個体数を積極的に維持・回復するために行われる幅広い取組（※1）である。本資料において対象とする保護増殖事業は、種の保存法に基づき国が策定した保護増殖事業計画に基づき、環境省自らが実施している保護増殖事業とする。

※1：生息・生育地の整備、餌条件の改善などの生息域内保全に限らず、飼育・栽培等による繁殖の取組（生息域外保全）及び野生復帰の取組も含まれる。（参照元：絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（平成26年4月 環境省））

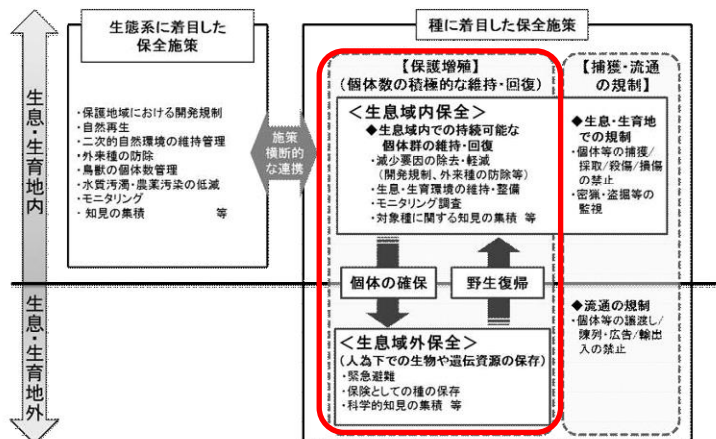


図1 絶滅危惧種の保全対策の相互関係

○保護増殖事業の完了について

- ・ 保護増殖事業計画に掲げられた目標が達成された場合、又は保護増殖事業計画の下位計画（事業実施計画等）において設定された目標（事業完了の判断基準として設定された目標）が達成された場合は事業を完了する。
- ・ 目標到達に関する評価は、それぞれの種の保護増殖事業検討会等において行い、その評価を踏まえて事業実施主体である地方環境事務所等が事業の完了を決定する。なお、後段で詳述するとおり、他の保全施策との組合せで保護増殖事業を実施している場合であって、他の保全施策によってその種の減少要因が取り除かれ、安定的に存続できる状態となっている又はその見込みが高い場合も、完了の判断はし得るものとする。
- ・ 国内希少野生動植物種の指定が解除された場合（※2）は、自動的に保護増殖事業は終了となる。
- ・ 目標達成によって事業を完了した後は、必要に応じて、モニタリング等により生息動向を把握する監視フェーズに移行する。
- ・ 対象種が絶滅した場合、保護増殖事業は終了となる。対象種が野生絶滅し、かつ野生復帰等による野生個体群再生の見込みがない（※3）と保護増殖事業検討会等において判断された場合は事業を終了する。

※2：個体数の回復により環境省レッドリストにおいてカテゴリー外と選定された場合、指定を解除する。また、カテゴリーが絶滅危惧種（絶滅危惧 IA 類、IB 類、II 類）から準絶滅危惧種（NT）にダウンリストされ、その後のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧 II 類（VU）以上に選定されない場合、「希少野生動物種保存基本方針」の規定を踏まえ、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開始する。（参照元：絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（平成 26 年 4 月 環境省））

※3：気候変動等の影響により再導入や保全的導入も事実上困難な場合を想定。

○下位計画の目標（事業完了の判断基準・条件）の設定について

- ・ 下位計画の目標は、国が事業を継続しなくても将来的に自然状態で安定的に存続する見込みが高いと判断できるような個体数等の水準及び生息地等の条件が想定される。それぞれの種の特性を踏まえて、複数の観点から、評価可能な目標を設定する。
- ・ 目標は可能な限り定量的なものとする。評価方法の工夫等により評価可能である場合には定性的な目標を含むことも可能とする。
- ・ 目標到達に関する評価方法（調査方法、推定方法等）についても検討・設定する。
- ・ 新しい知見等を踏まえ、必要に応じて目標の見直しを行う。

○保護増殖事業計画の取扱いについて

- ・ 下位計画の目標が達成されて事業が完了しても、国内希少野生動植物種の指定解除に至っていない場合は、保護増殖事業計画は存続する。(現行の種の保存法において、保護増殖事業計画の廃止等の手続きを定めた条文はない。保護増殖事業計画は国内希少野生動植物種の指定が解除されない限り、失効しない。今後の、種の保存法の見直しに当たっては保護増殖事業計画の廃止等の手続きの規定の必要性等について検討する。)

○事業完了後の監視フェーズについて

- ・ 事業完了にあたり、事業完了後のモニタリングの必要性を検討し、必要と判断された場合は、監視フェーズに移行する。
- ・ 事業完了後の監視フェーズは、国内希少野生動植物種の指定解除までの期間を目安とするが、状況に応じて判断する。
- ・ 指定解除により、特に捕獲圧が増大するなど、当該種の減少や生態系保全上の支障が生じるような社会的反響が強く懸念される種については、指定解除後にフォローアップ期間を設け、必要に応じてモニタリングを実施する。
- ・ 監視フェーズ以降のモニタリングは、数年に1回程度を想定する。その際、環境省生物多様性センターが実施するモニタリングサイト1000や自然環境保全基礎調査など、他事業でのモニタリング調査等(他主体が実施するものも含む)での代用、組込みも含め、省力的・効率的な方法を検討、選択する。
- ・ 種の生息・生育状況の悪化等により事業を再開する場合の基準も検討しておくことが望ましい。

○他の保全施策との組合せで保護増殖事業を実施している場合

- ・ 国内希少野生動植物種の保全は、多くの場合、保護区における開発規制や自然再生、外来種の防除、鳥獣の個体数管理などの様々な保全施策の組合せで実施されている。また、世界自然遺産管理や国立公園管理など他の制度や枠組の中で保全が推進されている場合もある。保護増殖事業と他の保全施策の関係を整理した上で、他の保全施策によってその種の減少要因が取り除かれ、安定的に存続できる状態となっている又はその見込みが高い場合には、事業完了は可能とする。監視フェーズへの移行後は、他の保全施策の実施状況等についても把握する。

○事業完了後の生息域外保全の取扱い

- ・ 保護増殖事業の一環として生息域外保全を実施している場合は、監視フェーズにおける事業再開の可能性や飼育協力園館等の意向等も踏まえつつ、生息

域外保全継続の必要性を検討する（飼育協力園館等が認定・確認保護増殖事業として生息域外保全を実施している場合は、国内希少野生動植物種の指定解除まで認定・確認を受けた事業として継続することは可能である。ただし、環境省との役割分担の中で事業内容が決まっている場合は、必要に応じて事業内容の見直しを行う。）。

- ・ 生息域外保全を終了する場合は、飼育協力園館等とも十分に調整の上、個体の取扱い（飼育等の目的、個体の所有権、終生飼育施設の確保等）を決定する。

○生物多様性国家戦略における「事業を完了した種数」の考え方

- ・ 下位計画の目標が達成され、事業を完了した場合は、中央環境審議会自然環境部会（野生生物小委員会）及び希少野生動植物種専門家科学委員会に報告する。報告した事業については、「事業を完了した種」として取り扱う。（国内希少野生動植物種の指定解除に至っていない場合であっても、「事業を完了した種」として取り扱うこととする。）
- ・ ただし、淡水魚類のアユモドキのように、保護増殖事業を複数の地方環境事務所で実施している種の場合は、その全ての事業が完了した段階で「事業を完了した種」として取り扱うこととする。
- ・ 国内希少野生動植物種の指定が解除されたことにより、保護増殖事業が終了した場合も、「事業を完了した種」として取り扱う。
- ・ 対象種が絶滅した場合、又は対象種が野生絶滅し、かつ野生復帰等による野生個体群再生が困難であると保護増殖事業検討会等において判断されて事業を終了したものは「事業を完了した種」には含まない。

○レッドリストとの関係

- ・ 下位計画の目標（事業完了の判断基準）をレッドリストのカテゴリーで示している場合、レッドリストの見直し・公表時期と計画期間（評価実施時期）は必ずしも一致しないため、目標達成の評価として必要な場合は、レッドリストカテゴリーの判定の評価基準等を参考に、保護増殖事業検討会等においてダウンリストの要件を満たしているか等を整理し、目標の達成状況について評価して差し支えない。その場合、その後のレッドリスト見直しにおいて、保護増殖事業検討会等において行った評価と異なる評価結果になったとしても、事業完了の判断としては、保護増殖事業検討会等の評価を優先してよい。ただし、レッドリスト見直しにおける評価結果との違いを踏まえて、不足している視点や取組等がないか関係者の間で検証することが望ましい。レッドリストの見直しにより、カテゴリー外となった場合は、国内希少野生動植物種の指定が解除されることから、保護増殖事業は自動的に終了する。

- ・ 保護増殖事業により得られたモニタリング結果をレッドリストの見直し（対象種の評価）の際に活用したり、レッドリストにおける対象種の評価方法、評価理由等を保護増殖事業実施計画策定の際の参考にしたりするなど、保護増殖事業とレッドリストの連携を推進する。

○公表等

- ・ 保護増殖事業の完了は、保護増殖事業検討会等での評価を踏まえて決定するものであり、事業完了の公表は、事業実施主体である地方環境事務所等の判断で行うことができるものとする。

○その他

- ・ 国による確認又は認定を受けた地方公共団体や民間団体等が実施する保護増殖事業（認定・確認保護増殖事業）は、国の保護増殖事業完了後も、保護増殖事業計画が存続している限りは事業継続可能とする。環境省の保護増殖事業と認定・確認保護増殖事業が連携して実施している場合は、両者で十分調整の上、事業完了の判断を行う。なお、この場合も、認定・確認保護増殖事業のみ事業を継続することは可能とする。
- ・ 傷病対応等を保護増殖事業の一環として実施している場合、事業完了後は、原則として、種の保存法に基づく捕獲等の手続き（国等の場合は緊急捕獲通知）が必要となる。

＜参考：関係法令、計画等＞

1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）抜粋

（保護増殖事業計画）

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長（第三項及び第四十八条の二において「環境大臣等」という。）は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 環境大臣等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

（認定保護増殖事業等）

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

4 環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第四十七条 認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第十二条第一項、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項並び

に第五十四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

- 3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。
- 4 環境大臣は、前条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第四十八条 第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を環境大臣に通知しなければならない。

- 2 環境大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。
- 3 環境大臣は、第四十六条第三項の認定を受けた保護増殖事業が第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

2. 希少野生動植物種保存基本方針(平成30年4月17日 環境省告示第38号) 抜粋

第六 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るために捕獲や譲渡の規制だけでなく、その個体の繁殖の促進又はその生息地等の整備等の保護増殖に係る事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

特に、将来的に絶滅のおそれが急激に高まることが想定されるため早期に保護増殖の技術等の開発が必要な種又は保護増殖の手法や技術、体制などがある程度整っており、生物学的知見及び保存施策の状況を踏まえて事業効果が高いと考えられる種から優先的に取り組む。

2 保護増殖事業計画の内容

保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護増殖事業計画を策定する。当該計画においては、事業の目標として、対象となる国内希少野生動植物種の指

定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める。また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定める。

3 保護増殖事業の進め方

保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業は、国、地方公共団体、民間団体等の幅広い主体によって推進し、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

3. 生物多様性国家戦略 2023-2030（令和5年3月31日）抜粋

第2部 行動計画

第1章 生態系の健全性の回復

行動目標1-5 希少野生動植物法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

<具体的施策>

1-5-2 保護増殖事業等による希少種の保全

それぞれの種の特性や生息・生育状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動植物園等と連携し、事業の完了を目指し定量的な目標設定の下、保護増殖事業を実施し、生息・生育状況の改善を図る。その結果として、複数の種について、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれより低いカテゴリーへ移行し、又は、絶滅のおそれがある状態でなくなり、保護増殖事業が完了する事例を創出する。その他の種についても、保全方策に係る手引きの作成や、地域住民等関係者の理解醸成や連携等により、地域や民間主体の保全活動を支援・促進する。

（現状と目標）

- ・保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数
 - 0種（2022年）⇒5種程度（2030年）
- ・下位計画等で定量的な目標を設定している保護増殖事業の種数
 - 12種（2022年）⇒24種（2030年）

4. 保護増殖事業のあり方について（令和2年3月31日）抜粋

3. 保護増殖事業の現状と今後のあり方について

(4) 事業終了に関する考え方

- 保護増殖事業を実施している種の中には、アホウドリ、オジロワシ、タンチョウ、トキ等のように事業開始後に個体数が順調に増加した種や実施計画等に示された数値等の目標を達成又は達成する見込みの種も含まれるが、現時点では事業が終了した種はない。
- 本来であれば、保護増殖事業の具体的な目標に向けて事業を行い、目標が達成できたと判断された段階で、保護増殖事業が終了とされる必要があるが、具体的な目標を定めてられていない場合が多い。また、保護増殖事業の終了方法についてこれまで整理ができていなかった。
- 保護増殖事業計画等に掲げられた目標又は下位目標を達成し、レッドリストのランクが準絶滅危惧種（NT）以下となり、結果として国内希少野生動植物種の指定が解除される場合には事業は自動的に終了すると考えられる。ただし、その場合でもオオタカのように社会影響の大きい種については、指定解除後のモニタリングを必要に応じて実施することが必要である。
- 保護増殖事業計画等に掲げられた目標又は下位目標を達成し、国が事業を継続しなくても将来的に自然状態で安定的に存続する見込みが高い場合、事業実施フェーズから数年に一回のモニタリングを行う監視フェーズに移行することを検討していく必要がある。レッドリストのランクが下がるかランク外となり、種指定の解除がされるような段階でない場合であっても、その種の減少要因が取り除かれ、自然状態で安定的に存続できる状態を達成できれば、同様に監視フェーズへの移行を検討する。